墨田区のお知らせ2016.1.21

すみだ

発行：墨田区（税務課税務係）☎5608－6008 〒130－8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

http://www.city.sumida.lg.jp/

◆2面以降の主な内容
2面…確定申告について
3面…よくお問い合わせいただく質問について
4面…平成28年度から適用される主な改正点

税の特集号

申告はお早めに
特別区民税・都民税の申告受付が始まります

今年も、確定申告の時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税、所得税・復興特別所得税（以下「所得税」）、贈与税、個人事業税が3月15日（火）、個人事業者の消費税・地方消費税（以下「消費税」）が3月31日（木）です。

3月は窓口が大変混雑しますので、早めに申告しましょう。また、申告書は郵送やインターネットでも受け付けています。ご不明な点は最寄りの各税務関係機関へ、お気軽にお問い合わせください。

昨年秋に行った「税理士による税の無料相談」の様子

特別区民税・都民税の申告

[申告期間・場所] 表1のとおり
[申告が必要な方] 次のいずれかに該当する方▶平成28年1月1日現在区内に在住し、昨年中に事業・不動産・公的年金・配当等の所得があり、所得税の確定申告をしない方　▶給与所得者で特別区民税・都民税が給与から源泉徴収されていない方、または昨年中に会社を退職した方
＊所得税の確定申告をする方は、特別区民税・都民税の申告は不要
▶墨田区に住民登録はないが、区内に事務所または事業所、家屋敷を所有している方

特別区民税・都民税の申告に必要なもの
▶申告書など　▶印鑑　▶収入（源泉徴収票等）や経費の明細書
▶控除を受けるための書類（医療費の領収書、生命保険料・地震保険料の控除証明書等）　＊所得税の確定申告についても同様

■申告期間・場所（表1）

税の種類	申告期間	申告場所
特別区民税・都民税	2月8日（月）～3月15日（火） 午前8時半～午後5時	区役所会議室21（2階）
	3月9日（水）～15日（火） 午前8時半～午後5時 ＊正午～午後1時を除く	▶緑出張所（緑3－7－3） ▶横川出張所（横川5－10－1－111） ▶文花出張所（文花1－32－1－102） ▶墨田二丁目出張所（墨田2－36－11 ベルクス墨田店商業施設 パシオス2階） ▶東向島出張所（東向島2－38－7） ＊本所・向島税務署での申告は不可

㊟いずれも土・日曜日、祝日を除きます。
㊟給与・年金所得のみの方で、住宅借入金等特別控除、寄附金控除、雑損控除等の適用を受けない所得税の還付申告書の提出も受け付けます。
㊟特別区民税・都民税申告書の発送は2月5日（金）を予定しています。

個人事業税の申告

[申告期間・場所] 表2のとおり
[申告が必要な方] 個人が営む事業のうち、前年中の事業の総収入金額から必要経費を差し引いた後の所得金額が事業主控除額290万円（営業期間が1年未満の場合は月割額）を超える方　＊事業廃止の場合を除き、所得税や特別区民税・都民税の申告をする方は、個人事業税の申告は不要

■申告期間・場所（表2）

税の種類	申告期間	申告場所
個人事業税	3月15日（火）までの 午前8時半～午後5時	▶台東都税事務所（台東区雷門1－6－1） ▶墨田都税事務所（両国4－29－4）

㊟いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告

[申告期間・場所] 表3のとおり（申告書の作成・相談は表4のとおり）
[申告が必要な方] 2面を参照

■申告期間・場所（表3）

税の種類	申告期間	申告場所
所得税	2月16日（火）～3月15日（火） 午前8時半～午後5時	▶本所税務署（業平1－7－2） ▶向島税務署（東向島2－7－14） ＊本所・向島税務署の時間外収受箱への投函（かん）や「郵便物」（第一種郵便物）または「信書便物」での提出も受付
贈与税	2月1日（月）～3月15日（火） 午前8時半～午後5時	
個人事業者の消費税	3月31日（木）まで 午前8時半～午後5時	

㊟いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

■申告書作成・相談会場の開設日程（表4）

開設期間	申告書作成・相談会場
2月16日（火）～3月15日（火） 相談時間は午前9時15分～午後5時 ＊受付は午前8時半～	▶本所税務署（業平1－7－2） ▶向島税務署（東向島2－7－14） ＊土・日曜日を除く ＊2月21日（日）・28日（日）に限り、東京国税局（中央区築地5－3－1）にて、確定申告書の受付と作成のアドバイスを実施 **[受付]** 午前8時半～午後4時 **[相談]** 午前9時15分～午後5時 （本所・向島税務署は執務を行っていません。）

㊟上記期間以外は、申告書作成・相談会場を開設しておりません。確定申告の相談は上記期間内にお願いします。
㊟会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。
㊟東京国税局は移転しましたので、ご注意ください。

税理士による無料申告相談会

■小規模納税者などのための所得税・消費税の申告相談会の開催日程

とき	ところ
2月2日（火）・3日（水） 午前10時～午後4時	みどりコミュニティセンター（緑3－7－3）
2月4日（木）～15日（月） 午前9時半～午後4時	向島税務署2階（東向島2－7－14） ＊申告書提出のみの方は1階総合窓口
2月8日（月）～15日（月） 午前9時半～午後4時	本所税務署3階（業平1－7－2） ＊申告書提出のみの方は2階総合窓口

㊟当日直接会場へお越しください。なお、車での来場はご遠慮ください。
㊟いずれも正午～午後1時および土・日曜日、祝日を除きます。
㊟譲渡所得（土地・建物・株など）、贈与税の相談や内容が複雑な相談は、所轄税務署にご相談ください。

☎＝電話　FAX＝ファクス　✉＝Eメール　🖳＝ホームページアドレス